



日本共産党平塚市議会議員団

電話 0463-23-1111 (内線 2375)

平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No. 1347 2016年2月28日発行

日本共産党平塚市議会議員団

団長 高山和義

電話・fax 31-4638

k.takayama@mb.scn-net.ne.jp

渡辺敏光

電話・fax 31-6431

w-toshi@agate.plala.or.jp

松本敏子

電話・fax 59-4607

mail@matsumoto-toshiko.jp

日本共産党議員団の法律相談
今回は3月17日(木)です。

午後4時～6時(要予約)

3月定例会(予算議会)始まる

3月議会の会期は、2月18日～3月17日までの28日間です。

2月29日、3月1日、2日、3日の計4日間は質問日。29日には3人の代表質問、30日には2人の代表質問と2人の総括質問が行われます。また、2日には3人、3日には6人が総括質問に立つ予定です。

質問 高山和義議員

3月1日(火) 2番目

1 市長に問う

(1)

平成28年度施政方針から

(2)

平塚市行財政改革計画
2016から

2 諸課題

(1)

県の高校改革と市の
見解について

(2)

国民健康保険税について

質問 松本敏子議員

3月2日(水) 3番目

1 健全な教育環境の構築

(1)

平塚市の教育指導理念

(2)

こどものまなびの充実と
学習環境の充実

(3)

こどもの貧困と支援策について

2 平塚市の使用料、手数料の算
定基準について

3月議会初日に議決が行われた議案

1. 平塚市一般職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例

可決

(共産党を含む25人が賛成:反対2人)

今回の一般職員の期末勤勉手当の改正は、人事院勧告で「民間給与との格差(0.36%)を埋める」ためとしています。直近1年間の民間・公務の年間の支給月数を比較すると、民間が4.21ヵ月、公務が4.10ヵ月であるため、2016年から0.1ヵ月上げるといふものです。

平塚市職員の給与は、人事院勧告に準じて、2002年から2013年まではマイナス改定、または勧告なしが続き、ようやく2014年、15年度と給与と期末勤勉手当が勧告に準じてアップし、今回の期末勤勉手当の引き上げの提案となったものです。

公務員は災害時、自分の身を犠牲にしても市民の命優先、自分の家族が音信不通でも市民の捜索優先であり、東日本大震災の時も、津波の中で最後まで住民の避難のためにマイクで訴え続けました。不眠・不休で取り組む、そのほこりと自覚をもつ市職員が今後育っていくためにも、今回の期末勤勉手当の改正は必要であり、この条例改正に賛成しました。

2. 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

可決

(共産党含む7人が反対:賛成20人)

この条例改正は、議員の期末手当の年間支給月額を3.85月から3.95月に引き上げるといふものです。選挙で選ばれた議員は、報酬に対しても多くの市民の理解が必要です。市民の生活実態や雇用の状況、また日常的に市民と接する中で、期末手当の引き上げは理解を得られないという立場から反対しました。



3. 損害の賠償について

県から農地転用許可をされていた土地の埋立て工事について、誤った埋立て方法を指導したとして工事費用等の一部550万円を賠償する件。

(全会一致で可決)

4. 一般会計補正予算

補正額21億7851万4千円

議員団がこれまで「マイナンバー制度の導入」は市民にとってメリットよりもデメリットが大きく、情報漏えいの危険性についても全く改善されておらず反対してきました。今回の補正予算にもマイナンバーのための予算7000万余元が含まれていることから反対しました。

可決

(共産党3人が反対:賛成24人)

5. 特別会計補正予算

補正額 20億5005万円

(全会一致で可決)

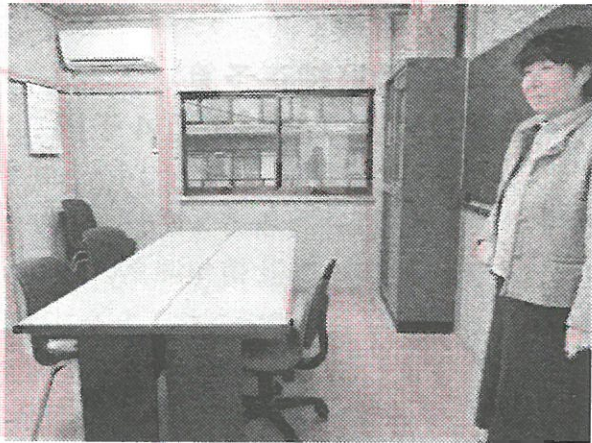
不登校の生徒1人1人に寄り添って学習支援

ほんとうは学校に行きたい

いま、子どもたちを取り巻く環境はとても複雑で、些細なことがきっかけで不登校になってしまうケースが生まれています。

これまで「嫌だったら、しばらくこのまま様子を見ていよう」と言っているうちに、出ていくきっかけをつかめず、大人になってしまうケースが後を絶ちません。

市内で不登校回復支援を行っている NPO 法人そだちサポートセンターでは、所長小泉博先生（元校長）をはじめ、副所長（臨床心理士）山下三智子先生と4人の元教師の方々、計6人で不登校の生徒に1対1で相談に乗り、勉強を支援しています。



そだちサポートセンターは、1998年（平成10年）に設立され今年で18年になります。平成26年3月までに巣立っていった生徒は222人。市内の生徒が圧倒的に多いですが、近隣の市町から来る生徒も約3割。

ここに来る生徒の「不登校開始学年」の調査では、中学1年生の後半（10月以降）に始まった子が一番多く、次が中1前半、中2前半、

中2後半、中3前半・・・と続き、約75%が中学校に行ってから始まっています。

ちゃんとやれて当たり前じゃない

不登校になった子どもたちの多くは「学校に行けるようになりたい」「みんなができることが、なんでできない・・・」と日々不本意感を募らせています。でもどうしたらいいかわからなく、イライラしたり、焦ったり、あきらめかけたりしていると山下先生は語ります。ここに来る生徒には、まず気持ちを整理することからはじめ、「やっぱり学校に行けるようになりたい」そのためには、勉強がわかってくる喜び、充実感を味わうことが一番大切だといいます。

「小学校の授業でわからなかった部分が、今も理解できないためにその先に進めない。でも今さら誰にも聞けない・・・」こうして不登校になった子の「苦手」に気づき、根本からやりなおし理解できるようにしていく。

小泉先生は、「学校って大切だよ！1人になるのはいつでもなれる。集団で、しかも同世代が集まる所はほかにないんだから。」と生徒たちに学校の大切さを語られます。

生きる力を身に付ける場所

いま、不登校で授業がわからなくても入れる高校もできている。しかし、自ら生きる力を身に付けなくては自立できないと山下先生。「様子を見ていては解決しない。早い段階で親が先を歩かないと！チャンスを逃さないでほしい。」山下先生は、そのためには、経営は苦しいけれど、この場所を消したくないと語っておられます。（松）

神奈川県 生活保護の運用を見直す

生活保護を受給している人も、自立を目指して意欲的に就労することが求められており、就労した場合には、インセンティブとして生活保護費から一定の額を控除する制度があります。これを「勤労控除」と言っています。

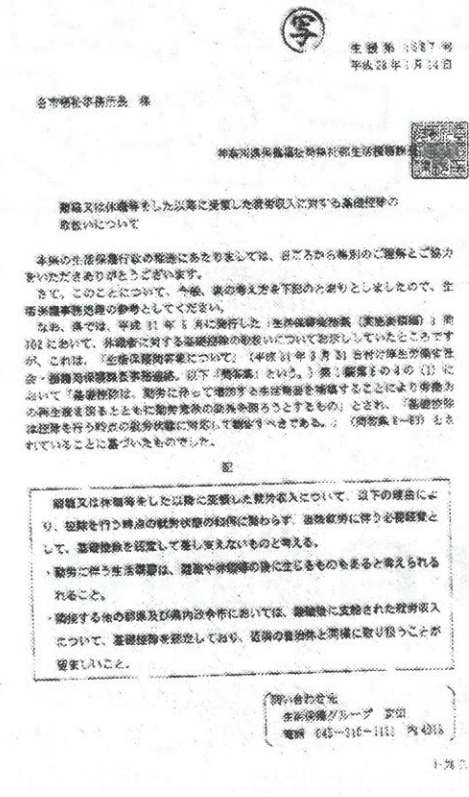
その制度を活用する場合、毎月一定の収入が入る就労形態と、不安定な就労のため収入がある月とない月がある場合とで、生活保護費からの控除方法が違います。

不安定な仕事で収入も1万5000円以内であれば、その分は生活保護費以

外の収入として認められます。もう一方は、毎月継続して一定額の収入があったら、その収入から「勤労控除」として一定の額を自分の収入として認めるといふものです。こうして、徐々に安定した就労収入が入るようになり、生活保護から自立の道に進めるよう促す制度です。

ところが、平塚市の生活福祉課から「県からの通達で、不安定な就労であって継続しない場合は出ません」と言われ、県内の各自治体の議員に聞いたらどこも出ていないことがわかりました。

そこで、厚生労働省に問い合



(上)神奈川県保健福祉局から来た通達

寄せたところ、「出ます。出ていないって、それはどこの県ですか？」とまで言われ、神奈川県が制度の解釈を間違えていたことがわかりました。

平塚市議会と県議会の藤井克彦県議が、それぞれの常任委員会で取り上げ、ようやく1月14日付けで神奈川県から「離職又は休職等をした以降に受領した就労収入に対する基礎控除の取り扱いについて」という通達が各自治体に届きました。

就労促進のための制度がしっかり生きるよう、今後もチェックしてまいります。